

審査意見書

新岩松発電所新設工事環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

1 人の健康の保護及び生活環境の保全に係る項目

(1) 水質汚濁

① 短期集中的な降雨について

短期集中的な降雨について、濁水処理設備の能力を超えた場合に講じる保全対策について、評価書に記載すること。

② 河川内工事における排水対策について

新放水口の設置及び旧放水口の撤去に伴い設置される河川内工作物等についてその詳細を示し、工作物の設置に伴う排水対策について評価書に記載すること。

(2) 騒音

発破時の騒音については、発生音を低減する手法について十分検討するとともに、保全対策として設置する防護シート等の詳細を明示し騒音を減ずる効果について定量的に示した上で、予測・評価の結果を評価書に記載すること。

2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の保全に係る項目

(1) 植物

北海道ブルーリストにおいて「最も生態系等への影響が懸念される」種（カテゴリーA）に区分されるハリエンジュ（別名 ニセアカシア）が土捨場付近に生育していることなど、土地改変に伴う侵略的外来種の侵入が想定されることから、侵入防止対策について検討し、予測・評価の結果を評価書に記載すること。

(2) 動物

① 哺乳類

哺乳類の調査は四季にわたり複数の調査方法を用いて実施しているが、調査ルートや各季の調査期間が限られていることなどにより、生息状況が十分把握されなかった種があることも考えられることから、事業着手後においても生息状況について適切に把握し、必要に応じて保全措置を講じること。

② 希少猛禽類

現地調査では、最新の環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類(VU)や北海道レッドデータブックの絶滅危急種(Vu)以上にランクされているオジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ、シマフクロウ等が確認されたが、対象事業実施区域では希少猛禽類の営巣は確認されておらず、事業者は、夜間工事はしない、工事用車両は法定速度を遵守する等の保全対策を講じることにより、事業による影響は少ないとしている。しかしながら、事業着手後において、営巣・採餌など重要な行動や工作物等への衝突・感電事故等が確認された場合には、必要に応じて専門家等の助言・指導を求めるなどして、適切な保全措置を講じること。

③ 魚類

発電所の上流には岩松ダム、十勝ダム、下流には屈足ダムがあり、河川の連続性は短く区切られているものの、河川内には瀬や淵が形成され、現地調査ではイトウやオショロコマ、スナヤツメなどが確認され、比較的良好な河川生態系が残っていると考えられる。このことを踏まえ、発電出力の増加に伴い取水量が増加することの影響について検討し、予測・評価の結果を評価書に記載すること。

④ 発破音について

対象事業実施区域の周辺で猛禽類の営巣・採餌など重要な行動が確認された場合における発破音の影響について検討し、保全措置等について評価書に具体的に記載すること。

(3) 希少種情報の取扱いについて

希少種の生育・生息に関する情報の記載（事後調査等報告書も含む）に当たっては、必要に応じて専門家、関係機関等に助言・指導を求ること。

(4) 事後調査について

事後調査計画については、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針について、評価書に具体的に記載すること。

また、事後調査の結果については、比較的良好な生態系が残っている当該地域の環境保全に資するよう、事後調査の結果やデータについて積極的な公表に努めること。